

政令第二百十三号

子ども・子育て支援法施行令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第三項（同法第二十三条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条第三項及び第五項、第二十四条第一項第三号、第二十八条第四項、第三十条第四項、第三十二条第二項、第四十条第一項第八号及び第二項、第四十四条第二項、第五十二条第一項第八号及び第十号並びに第二項並びに第五十八条第一項並びに附則第六条第三項、第五項及び第八項並びに第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（保育必要量の認定）

第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第二十条第三項（法第二十三条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の認定は、小学校就学前子どもの法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて行うものとする。

（支給認定の変更の認定に関する技術的読替え）

第二条 法第二十三条第三項の規定により法第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項ま

での規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	小学校就学前子どもの保護者	支給認定保護者
第三項	第一項の規定による申請 小学校就学前子どもが	第二十三条第一項の規定による申請（保育必要量の認定に係るものに限る。） 支給認定子どもが
	当該小学校就学前子ども 保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）	当該支給認定子ども 保育必要量
第四項	「支給認定」	この項及び次項において「変更認定」

前段	支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）			変更認定に係る支給認定保護者
	第五項	第一項	第二十三条第一項	
第六項 及び第 七項	第一項	保護者に	支給認定保護者に	
		当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する	変更認定を行う必要がある	
第二項	小学校就学前子どもの保護者	支給認定保護者		

2 法第二十三条第五項の規定により法第二十条第二項、第三項及び第四項前段の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	小学校就学前子どもの保護者	支給認定保護者
-----	---------------	---------

<p>前段</p>	<p>第四項</p> <p>「支給認定」</p> <p>支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）</p>	<p>この項において「変更認定」</p> <p>変更認定に係る支給認定保護者</p>	<p>第三項</p>	<p>第一項の規定による申請があった</p> <p>申請に係る小学校就学前子ども</p> <p>当該小学校就学前子ども</p> <p>保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）</p>	<p>第二十三条第四項の規定による職権（保育必要量の認定に係るものに限る。）を行使する</p> <p>職権に係る支給認定子ども</p> <p>当該支給認定子ども</p> <p>保育必要量</p>
-----------	---	--	------------	---	---

（法第二十四条第一項第三号の政令で定めるとき）

第三条 法第二十四条第一項第三号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 当該支給認定保護者が、正当な理由なしに、法第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二 当該支給認定保護者が法第二十条第一項又は第二十三条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。

(特例施設型給付費の支給に関する技術的読替え)

第四条 法第二十八条第四項の規定により法第二十七条第二項及び第五項から第七項までの規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	から支給認定教育・保育を受けようとする	(保育所に限る。)から特別利用保育を受けようとする第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者又は特定教育・保育施設(幼稚園
-----	---------------------	---

第七項				第五項		
第三項第一号	支給認定教育・保育に	支給認定子どもに	から支給認定教育・保育	支給認定子どもが	支給認定教育・保育を当該	
次条第二項第二号又は第三号	特別利用保育等に	支給認定子どもに	同項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する	（保育所に限る。）から特別利用保育を受け、又は特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育	第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが	園に限る。）から特別利用教育を受けようとする同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する
					特別利用保育又は特別利用教育（第五項及び第七項において「特別利用保育等」という。）を当該同条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する	

特定教育・保育の

特定教育・保育（特別利用保育等を含む。）の

（特例地域型保育給付費の支給に関する技術的読替え）

第五条 法第三十条第四項の規定により法第二十九条第二項及び第五項から第七項までの規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項		
	満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子ども	特別利用地域型保育を受けようとする第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者又は特定利用地域型保育を受けようとする同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども
	満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子ども	特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（第五項において「特別利用地域型保育等」という。）を当該同条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

第五項	満三歳未満保育認定子ども が 満三歳未満保育認定地域型 保育	第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子ども に該当する支給認定子どもが 特別利用地域型保育等
第七項	第三項第一号 に 満三歳未満保育認定子ども	次条第二項第二号又は第三号 同項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 支給認定子どもに

(特定教育・保育施設の確認の変更に関する技術的読替え)

第六条 法第三十二条第二項の規定により法第三十一条第三項の規定を準用する場合には、同項中「

第一項」とあるのは「次条第一項」と、「定めよう」とあるのは「増加しよう」と読み替えるものとする。

(法第四十条第一項第八号の政令で定める法律)

第七条 法第四十条第一項第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）
- 三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）
- 四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）
- 五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
- 六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）
- 七 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）
- 八 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
- 九 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）
- 十 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 十一 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）
- 十二 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）
- 十三 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
- 十四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

十五 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）

十六 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

十七 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）

十八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

十九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

二十 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

（法第四十条第二項の政令で定める者等）

第八条 法第四十条第二項の同条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者から除く政令で定める者は、当該確認の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該教育・保育施設の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該教育・保育施設の設置者が有していた責任の程度を考慮して、法第四十条第二項

の規定を適用しないこととするものが相当であると認められる者として内閣府令で定める者に該当する者とする。

2 法第四十条第二項の同条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する教育・保育施設の設置者とし、法第四十条第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 その者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人（次のイからハまでに掲げる者に限る。第十一条

第二項第二号及び附則第七条第二項第二号において「その者と密接な関係を有する者」という。）が、

法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）である者 当該確認の取消しの日

イ その者の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、又はその者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、若しくはその者の事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（ロにおいて「その者の親会社等」という。）

ロ その者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、又はその者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの

ハ その者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、又はその者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの

二 法第四十条第一項の規定による法第二十七条第一項の確認の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、法第三十六条の規定により同項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。） 当該確認の辞退の日

三 法第三十八条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第四十条第一項の規定による法第二十七条第一項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長（特別区の区長を含む。第十

一条第二項第四号において同じ。)がその者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。附則第七条第二項第四号において同じ。)までの間に、法第三十条の規定により法第二十七条第一項の確認を辞退した者(当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。) 当該確認の辞退の日

四 教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者 当該行為をした日

五 その者の役員又は長のうちに次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者がある者 それぞれイからハまでに定める日

イ 法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(前項に規定する者を除く。)において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に、その役員又は長であつた者 当該確認の取消しの日

ロ 第二号に規定する期間内に法第三十六条の規定により法第二十七条第一項の確認を辞退した教育・保育施設の設置者(当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。)において、同号の通知の日前六十日以内に、その役員又は長であつた者 当該確認の辞退の日

ハ 前号に掲げる者 同号に定める日

(特定地域型保育事業者の確認の変更に関する技術的読替え)

第九条 法第四十四条第二項の規定により法第四十三条第四項から第六項までの規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項及び第五項	確認	確認の変更
第六項	確認の	確認の変更の

(法第五十二条第一項第八号の政令で定める法律等)

第十条 法第五十二条第一項第八号の政令で定める法律は、第七条各号(第一号、第三号、第四号、第九号及び第十二号を除く。)に掲げる法律とする。

2 法第五十二条第一項第十号の政令で定める使用人は、同号に規定する事業所を管理する者とする。

(法第五十二条第二項の政令で定める者等)

第十一条 法第五十二条第二項の同条第一項の規定により法第二十九条第一項の確認を取り消された地域型

保育事業を行う者から除く政令で定める者は、当該確認の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該地域型保育事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該地域型保育事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、法第五十二条第二項の規定を適用しないこととすることが相当であると認められる者として内閣府令で定める者に該当する者とする。

2 法第五十二条第二項の同条第一項の規定により法第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（前項に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する地域型保育事業を行う者とし、法第五十二条第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 法第五十二条第一項の規定により法第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（前項に規定する者を除く。）において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であつた者 当該確認の取消しの日

イ 当該確認を取り消された地域型保育事業を行う者が法人である場合 その役員等（役員又は使用人であつて、その事業所を管理する者をいう。第五号イ及び第七号において同じ。）

ロ 当該確認を取り消された地域型保育事業を行う者が法人以外の者である場合 その管理者

二 法人であつて、その者と密接な関係を有する者が法第五十二条第一項の規定により法第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（前項に規定する者を除く。）であるもの 当該確認の取消しの日

三 法第五十二条第一項の規定による法第二十九条第一項の確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、法第四十八条の規定により同項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。） 当該確認の辞退の日

四 法第五十条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第五十二条第一項の規定による法第二十九条第一項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長がその者に当該検査が行われ

た日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に、法第四十八条の規定により法第二十九条第一項の確認を辞退した者(当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。)

五 第三号に規定する期間内に法第四十八条の規定により法第二十九条第一項の確認を辞退した地域型保育事業を行う者(当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。)において、同号の通知の日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であった者 当該確認の辞退の日

イ 当該確認を辞退した地域型保育事業を行う者が法人である場合 その役員等

ロ 当該確認を辞退した地域型保育事業を行う者が法人以外の者である場合 その管理者

六 保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者 当該行為をした日

七 法人であつて、その役員等のうちに次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者のあるもの
イ それぞれイからハまでに定める日

イ 第一号に掲げる者 同号に定める日

ロ 第三号から第五号までに掲げる者 それぞれ第三号から第五号までに定める日

ハ 前号に掲げる者 同号に定める日

八 法人以外の者であつて、その管理者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当するもの それ
ぞれイからハまでに定める日

イ 第一号に掲げる者 同号に定める日

ロ 第三号から第五号までに掲げる者 それぞれ第三号から第五号までに定める日

ハ 第六号に掲げる者 同号に定める日

(教育・保育情報の報告)

第十二条 法第五十八条第一項の規定による報告は、特定教育・保育提供者が教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

(条例の制定に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して一年を超えない期間内において、次の各号に掲げる規定に規定する市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例が制定施行されるまでの間は、当該各号に定める規定に規定する内閣府令で定める基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなす。

一 法第三十四条第二項 同条第三項

二 法第四十六条第二項 同条第三項

(特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替え)

第三条 法附則第六条第一項の場合における法及び国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第十四条第一項	子どものための教育 ・ 保育給付に関して	子どものための教育・保育給付(附則第六条第一項に規定する委託費(以下「委託費」という。))の支払を含む。以下この項及び第十六条において
----------	-------------------------	---

法第二十条第五項	法第二十条第三項		法第二十条第一項
受ける	又は特例地域型保育給付費を支給する	同項各号	受けよう
受け、又はその前条第一項第二号若しくは第三号	若しくは特例地域型保育給付費を支給し、又は委託費を支払う	前条第一項各号	同じ。）に関して受け、又はその同項第二号若しくは第三号に掲げる小学校就学前子どもに特定保育所（附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。第五項、第二十八条第一項及び第五十九条第二号において同じ。）から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育（保育に限る。）を受けさせよう 又は当該特定教育・保育（保育に限る。）を受け る

	<p>法第二十八条第一項各号列記以外の部分</p>	<p>法第三十九条第一項第一号</p>	<p>法第五十九条第二号</p>
	<p>特定教育・保育</p>	<p>支給</p>	<p>が特定教育・保育施設等</p>
<p>に掲げる小学校就学前子どもが特定保育所から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育（保育に限る。）を受ける</p>	<p>特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。以下この条において同じ。）</p>	<p>支給（委託費の支払を含む。次号、次項、次条第一項第二号及び第三号並びに第五十七条第一項において同じ。）</p>	<p>が特定教育・保育施設等（当該支給認定保護者の保育認定子どもが特定保育所から特定教育・保育（保育に限る。）を受ける場合にあつては、市町村）</p>

	法第六十一条第二項第三号	子ども・子育て支援 給付	子ども・子育て支援給付（委託費の支払を含む。 次条第二項第二号において同じ。）
	法第六十五条第二号	支給	支給並びに委託費の支払
	法第六十七条第一項	第六十五条	子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令 第二百十三号）附則第三条第一項の規定により読 み替えられた第六十五条
	法第六十八条第一項	第六十五条	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第一項の 規定により読み替えられた第六十五条
	法第七十八条第一項	規定	規定（附則第六条第四項を除く。第三項において 同じ。）
	法第八十七条第二項	第十四条第一項	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第一項の 規定により読み替えられた第十四条第一項
国有財産特別措置法第二条	又は特例施設型給付		若しくは特例施設型給付費の支給又は委託費の支

前項の場合における第二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項第二号ホ		費の支給	払
第一項の表の第三項の項	又は特例地域型保育 給付費を支給する	又は特例地域型保育 給付費を支給する	若しくは特例地域型保育給付費を支給し、又は委託費を支払う
第一項の表の第五項の項の中欄	第一項 受ける	第一項 受ける	第一項の 受け、又はその前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる小学校就学前子どもが特定保育所から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育（保育に限る。）を受ける
第一項の表の第五項の項の下欄	第二十三条第一項	第二十三条第一項	第二十三条第一項の 若しくは特例地域型保育給付費を支給し、又は委
第二項の表の第三項の項	又は特例地域型保育	又は特例地域型保育	若しくは特例地域型保育給付費を支給し、又は委

給付費を支給する

託費を支払う

(保育料の徴収の委託)

第四条 法附則第六条第四項に規定する市町村の長は、同条第五項の規定により同条第四項に規定する額（以下この条及び次条において「保育料」という。）の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、同項に規定する保育費用に係る保育認定子どもを支給認定保護者又は扶養義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法附則第六条第五項の規定により保育料の収納の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その収納した保育料を、その内容を示す計算書を添えて、当該市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 市町村は、法附則第六条第五項の規定により保育料の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、当該委託に係る保育料の収納の事務について検査することができる。

(保育料の徴収に係る技術的読替え)

第五条 法附則第六条第四項の規定により市町村の長が保育料を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>児童福祉法第五十六條第十一項</p>	<p>保育所又は幼保連携型認定こども園の</p>	<p>保育所（第一号に掲げる乳児又は幼児については、都道府県又は市町村が設置するものに限る。以下この項において同じ。）又は幼保連携型認定こども園の</p>
<p>児童手当法第二十一條第一項</p>	<p>第五十六條第三項</p>	<p>第五十六條第三項若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項</p>
<p>児童手当法第二十一條第二項</p>	<p>児童福祉法第五十六條第十一項各号又は第十二項各号</p>	<p>子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）附則第五条の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六條第十一項各号又は児童福祉法第五十六條第十二項各号</p>

<p>児童手当法第二十二條第一項</p>	<p>第五十六條第三項</p>	<p>第五十六條第三項若しくは子ども・子育て支援法附則第六條第四項</p>
<p>同條第十一項若しくは第十二項</p>	<p>支払うべき扶養義務者</p>	<p>子ども・子育て支援法施行令附則第五條の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六條第十一項若しくは児童福祉法第五十六條第十二項</p>
<p>同條第三項</p>	<p>支払うべき扶養義務者（同項に規定する保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者及び扶養義務者を含む。以下この項において同じ。）</p>	<p>同條第三項若しくは子ども・子育て支援法附則第六條第四項</p>

（内閣府令への委任）

第六条 法附則第六条第一項及び第三項から第七項まで並びに前三条に規定するもののほか、法附則第六条第一項の規定による委託費の支払に関し必要な経過措置は、内閣府令で定める。

（教育・保育施設の設置者に関する経過措置）

第七条 当分の間、次に掲げる教育・保育施設の設置者（法人以外の者に限る。）に対する法第三十一条第一項及び第四十条第二項の規定の適用については、法第三十一条第一項中「除き、法人に限る」とあるのは「除く」と、法第四十条第二項中「第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）附則第七条第一項の規定により読み替えられた場合を含む。）」とする。

一 法附則第七条の規定により施行日に法第二十七条第一項の確認があつたものとみなされた法附則第七条に規定する認定こども園（その設置者が、法第三十六条の規定により同項の確認を辞退したもの及び法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消されたものを除く。）の設置者が、施行日以後に、内閣府令で定めるところにより、当該認定こども園の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（次号及び第三号において「認定こども園法」という。）第三

条第一項又は第三項の認定を辞退し、学校教育法第四条第一項の認可を受けて設置する幼稚園又は児童福祉法第三十五条第四項の認可を受けて設置する保育所

二 法附則第七条の規定により施行日に法第二十七条第一項の確認があつたものとみなされた法附則第七条に規定する幼稚園（その設置者が、法第三十六条の規定により同項の確認を辞退したもの及び法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消されたものを除く。）であつて、その設置者が、施行日以後に、認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けるもの

三 法附則第七条の規定により施行日に法第二十七条第一項の確認があつたものとみなされた法附則第七条に規定する保育所（その設置者が、法第三十六条の規定により同項の確認を辞退したもの及び法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消されたものを除く。）であつて、その設置者が、施行日以後に、認定こども園法第三条第一項の認定を受けるもの

四 学校教育法第一条に規定する幼稚園（その設置者が、法第三十六条の規定により法第二十七条第一項の確認を辞退したもの及び法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消されたものを除く。）の設置者が、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の

一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第四条第一項の規定により当該幼稚園を廃止して設置する同項に規定する幼保連携型認定こども園

2 当分の間、法第四十条第二項（前項の規定により読み替えられた場合を含む。以下この条において同じ。）の法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（第八条第一項に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、第八条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する教育・保育施設の設置者とし、法第四十条第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（第八条第一項に規定する者を除く。）において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であつた者 当該確認の取消しの日

イ 当該確認を取り消された教育・保育施設の設置者が法人である場合 その役員又は長

ロ 当該確認を取り消された教育・保育施設の設置者が法人以外の者である場合 その管理者

二 法人であつて、その者と密接な関係を有する者が法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（第八条第一項に規定する者を除く。）であるもの 当該確認の取消しの日

三 法第四十条第一項の規定による法第二十七条第一項の確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、法第三十六条の規定により同項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。） 当該確認の辞退の日

四 法第三十八条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に、法第三十六条の規定により法第二十七条第一項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。） 当該確認の辞退の日

五 第三号に規定する期間内に法第三十六条の規定により法第二十七条第一項の確認を辞退した教育・保育施設の設置者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であつた者 当

該確認の辞退の日

- イ 当該確認を辞退した教育・保育施設の設置者が法人である場合 その役員又は長
- ロ 当該確認を辞退した教育・保育施設の設置者が法人以外の者である場合 その管理者
- 六 教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者 当該行為をした日
- 七 法人であつて、その役員又は長のうちに次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者のあるもの それぞれイからハまでに定める日
 - イ 第一号に掲げる者 同号に定める日
 - ロ 第三号から第五号までに掲げる者 それぞれ第三号から第五号までに定める日
 - ハ 前号に掲げる者 同号に定める日
- 八 法人以外の者であつて、その管理者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当するもの それぞれイからハまでに定める日
 - イ 第一号に掲げる者 同号に定める日
 - ロ 第三号から第五号までに掲げる者 それぞれ第三号から第五号までに定める日

ハ 第六号に掲げる者 同号に定める日

3 当分の間、法第二十七条第一項の確認があつた教育・保育施設の設置者（法人以外の者に限る。）に対する法第四十条第一項の規定の適用については、同項第十号中「設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに」とあるのは「管理者が」と、「者が」とあるのは「者で」とする。

理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、子どものための教育・保育給付の支給認定、特例施設型給付費の支給、特定教育・保育施設の確認、特定地域型保育事業者の確認等について定める必要があるからである。